

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第6号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の許可) 第4条 略 2 略 3 略 (1)・(2) 略 <u>(3) ネクスト香川の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、ネクスト香川の管理上支障があると認められるとき。</u> 4・5 略	(利用の許可) 第4条 略 2 略 3 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略 <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、ネクスト香川の管理上支障があると認められるとき。</u> 4・5 略
(使用料の減額) 第14条 工房利用者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。 <u>(1) インキュベート工房で実施する事業が知事が定める事業の分野に属するものである者</u> <u>(2) 製造業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人でその経営基盤又は運営基盤が特にぜい弱なものであって、その事業活動を支援する必要があると認められるものについては、</u> 知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。	(使用料の減額) 第14条 工房利用者のうち、製造業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人でその経営基盤又は運営基盤が特にぜい弱なものであって、その事業活動を支援する必要があると認められるものについては、 知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。